



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

長岡運輸区に関わる課題について明らかに 申4号「長岡営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」に対する申し入れ団体交渉の

新潟地本は9月7日、申2号「長岡営業統括センターにおける柔軟な働き方の実現について」に対する申し入れの団体交渉を行いました。車掌業務と駅業務との融合や、車掌と運転士の相互運用など、長岡運輸区の社員に関わる課題についても議論を行いました。

兼務は全社員 運転士は相互運用を先行

長岡運輸区において、長岡営業統括センターとの兼務となる対象者を明らかにするよう求めました。支社側は、任用の基準に

場の説明会では「全ての社員に兼務」と説明されていることから、車掌以外でも兼務発令するのかを質しました。支社側は、10月1日付で発令するかどうかは別としながらも、運転士も対象であるという回答の上で、教育等の方法については、いづれ相互運用で車掌業務を行うことになった時点で話となるという話になりました。乗務行路以外で駅業務に従事することがあるの

中での教育が可能との考えを示しました。交渉団は、3月のダイ改までを見習いの期間とすれば6〜7回の見習いとなるが、その回数で単独で業務可能と考えているのかを質しました。支社側は、回数は目安であり、駅業務の管理者が習熟度の判断を行うとともに、不安に感じる社員には単独業務はさせないという考えを示しました。また、予備組の社員については別日に変形勤務で見習いを行うという話も聞かれました。行路の中で駅業務を求めた理由を正すと支社側は、対象者が多いために個別に見習いを行うと駅と運輸区で管理する上で煩雑になってしまうという考えを示しました。上で、行路に入れることで定期的に見習いをするのが可能で不公平感もなくなるという話も聞かれました。不測の事態で駅業務混み行路の社員が出勤できない場合の代替手配の考え方を明らかにするよう求めました。

団体交渉の日程決定!

申3号
「組織再編に伴う設備システムの体制見直しについて」に対する
第2次申し入れ

2022年9月28日(水)
9時30分より

団体交渉に向けて
職場からたたかいて
作りだそう!



支社側は、10月1日から次期ダイヤ改正までの駅業務は見習いなので代務を立てる必要はなく、乗務となる列車から代替手配を行うと回答しました。支社側は、10月1日から月ダイヤ改正以降について質すと、駅・運輸区の間から手配できる側から代務を出すことになり、駅業務と乗務を分けて代務を探す場合もあるとの考えを示しました。

相互運用は二者ならず 詳細は検討中

長岡運輸区において相互運用を行う対象者を質しました。一方で、他支社と支社側は、検討中であり、10月1日以降においては、将来的にはあり得るという考えを示しました。混み行路では運転士・車掌の単独の行路より準備時間が必要になることから、混み行路についてどのように考えているのか質しました。支社側は、混み運用は今のところ考えていないため、実測するかも含めて検討中であるという話も聞かれました。整理時間や折り返し時間について質すと支社側は、POSや釣り銭を持つて行かない場合もあるとの回答を示しました。

架線停電時に電力社員が車両屋根上作業 電力社員の命と安全を守るため申し入れ

申4号・異常時対応における電力社員の安全確保に関する申し入れ

7月5日4時31分頃、酒田駅構内で架線の停電事故が発生し、電力社員に対して車両の屋根上作業が指示されました。電力社員にとって電車の屋根上作業は、車両構造に対する知識が無い中で危険性もあつたと指摘せざるを得ません。また、庄内統括センター設置における団体交渉での会社回答からも逸脱した対応です。新潟地本はこの事態を重く捉え、電力社員の命と安全を守るため、申4号・異常時対応における電力社員の安全確保に関する申し入れを9月21日に提出しました。



支社側は、18日交番と19日交番であり、車掌は営業知識があるので交番の修社員を配置しない理由を明らかにすること。4. 今事象において、新潟車両センターから検修社員を派遣しなかった理由を明らかにすること。5. 新潟車両センターから検修社員が派遣できない場合の取り扱いを明らかにすること。

■申4号 申し入れ項目
1. 今事象の時系列を明らかにすること。
2. 今事象において、電力社員に車両の対応を行わせた理由を明らかにすること。また作業に伴う安全の担保を明らかにすること。
3. 庄内統括センターに検



支社側は、1行路で運転士業務と車掌業務を行う混み行路について、10月1